

埼玉県警察本部訓令第1号

埼玉県警察の通信指令業務に関する訓令を次のように定める。

昭和52年1月10日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察の通信指令業務に関する訓令

(概要)

本訓令は、警察本部通信指令室及び警察署通信室の設置並びに通信指令業務の効率的な運営に関し、必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 通信指令室の任務、110番通報の処理
- 署通信室長の任務、110番指令に対する措置
- 現場臨場警察官の措置
- 無線通信従事者の心得

等である。